

薬を使わず、できるだけ有機肥料を用いた「栽培環境コントロール型有機栽培」の手法を確立したいと考えています。

ところが、一年目のプラスチック使用は、大いに不満の残るものでした。補助資材にしては価格が高いのと、使い終わった後の始末に大苦勞でした。例えば、マルチフィルムは割合多く使いましたが、価格を安くしようとフィルムをペラペラに薄くしたため、この薄いフィルムを使ったあと畦からはずすとき、ちぎれて土中に残り、拾い出すのに大苦勞と、非常に使いにくいものでした。まだまだ未完成商品という感じです。プラスチックの廃棄物対策も含めて、ハウス使用後のフィルムはトンネルに、トンネル使用後はマルチに、その後は冬のハウス暖房用燃料にと、システム

を作りたいと考えています。

6. おわりに

今は寒い冬です。雪石はいいスキー場が沢山あり、これからはスキーの好きな連中がやってきます。観光地・温泉も多い所です。さあ！これからの楽しい春の作業に向けて、体力の準備をして行きましょう。（平成9年1月記）



農家の相続を考える

相続のはじまりは、ある人の「死」による。しかし人の死は、いつ起きるかわからない。早い話が、まだ若いのに不幸にも交通事故に遭ったり、あっという間に心不全で死ぬこともある。そしてその瞬間から、相続問題が起きてくるのである（民法882条）。

いま相続は、家を継ぐとか守るとかいった考えは薄くなり、まさに遺産がらみの欲得が折り重なり、骨肉の争いさえ見られるようになった。これからの相続には余計な紛争を予防するための予備知識、最少限度の知恵が必要である。

相続を定める法律は「民法」である。すなわち民法第5編は相続人や遺産分割・遺言などを定めている。しかし相続全体を知るには、第4編の親族（夫婦・親子・養子など）も知っておかねばならない。ところで民法は大战後、個人尊重の立場から相続人は誰もが平等という建て前を打ち出した。それに民法は、相続の具体的事情、すなわち農業相続か、商店相続か、病院相続か…といった配慮は一つもしていない。だから今、その歪みが日本の農村にも噴出しているのである。

相続とは、ある人が死んだときその人の財産を配偶者や子、兄弟といった近親者が受け継ぐことである。相続で問題となるのは、第1には相続人は誰がであり、第2には相続財産はどれ

ほどあるか、である。相続人では廃除とか行方不明、隠し子といった難問がある。また相続財産では、不動産のほか指輪・書画骨とう、日常用品といった動産、それに現金・貯金・株式・貸金などもあるが、亡くなった人の借金も相続財産であるから慎重な調査と確認が必須条件となってくる。それに遺産の分配との兼ね合いでは、相続財産をどう見積るかも重大問題となってくる。

さて農業の相続であるが、これを法律どおりにしたら農地は細分化され農業崩壊につながることになる。農業後継者の立場をどのように応援したらよいだろうか——こんなことを真剣に考えて研究している弁護士グループもあるようだ。ここではそういった、農家の相続で困っている事例を2～3紹介することにしよう。

・最新大型の農耕機を購入したAさんは、1年もしないうちに亡くなったが、ローンはどうなるのか。

・Bさんの妻は嫁いで30余年。義父が亡くなったが、相続権はないという。朝から晩まで農業を手伝ったのは義母とBさんの妻だけだったのに。

・都会に出た兄弟姉妹が、遺産をくれというが、ここまで農作を大きくしたのは長男で後継者の私だ。困った。

実はまだまだ、農家の相続には難問がいっぱいあるのだ。